主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡辺明治の上告趣意のうち、違憲(一三条、一四条違反)をいう点は、原 審において主張、判断を経ていない事項に関する違憲の主張であり、その余は、事 実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年九月五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	F	康	夫